

(第三十一部)

第五回 参議院内閣建設連合委員会會議録第一号

昭和二十四年五月九日(月曜日)
午後一時四十五分開会

委員氏名

内閣委員
委員長 河井 彌八君
理事 カニ 邦彦君
理事 中川 幸平君
理事 藤森 眞治君
理事 河崎 ナツ君
理事 荒井 八郎君
理事 城 義臣君
理事 栗栖 勉夫君
理事 佐々木 鹿蔵君
理事 岩本 月洲君
理事 下條 康磨君
理事 新谷 寅三郎君
理事 鈴木 直人君
理事 堀 眞琴君
理事 三好 始君

建設委員
委員長 石坂 豊一君
理事 原口 忠次郎君
理事 仲子 隆君
理事 島津 忠彦君
理事 岩崎 正三郎君
理事 島田 千壽君
理事 遠山 丙市君
理事 堀 末治君
理事 石川 一鶴君
理事 田方 進君
理事 赤木 正雄君
理事 安部 定君
理事 久松 定武君
理事 北條 秀一君
理事 望 傳一君

本日の会議に付した事件
○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣府提出)

(内閣委員会理事中川幸平君委員長席に着く)

○委員長代理(中川幸平君) 内閣委員長が余儀ない用事で欠席でありますから、私ちよつと代ります。只今から内閣委員会と建設委員会の連合委員会を開会いたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を政府からして頂きます。

○國務大臣(齋藤實次郎) 只今上掲になりました建設省設置法の一部を改正する法律案につき、提案理由とその概要を申し上げます。

現在の建設省は、昨年七月に制定されました建設省設置法に基づき、設置されたものであります。その機構は、大臣官房の外、総務、河川、道路、都市、建築、特別建設の六つの内部部局の外に、地理調査所、建築研究所、土木研究所及び建設工事本部の四つの附属機関並びに全國六ヶ所の地方建設局から成立しております。

此の度行政機構を整理簡素化する政府の一般の方針に基づき、建設省におきましてもその機構を整理簡素化することとしたし、本法律案を提案した次第であります。

而して今回の改正は、只今申しました如く、行政機構簡素化の一般方針に基づき、取敢えず、現在の機構を基礎にしてその整備を図つたものであります。

て、建設省機構の根本的改正については今後の研究に俟つことにいたしました。

改正の要点を申し上げますと、第一に、現在の総務、河川、道路、都市、建築、特別建設局の六局を管理、河川、道路、都市、住宅の五局とし、管理局に営繕部を置くことにいたしました。而して管理局においては、現在の総務局及び特別建設局営繕部の事務を、住宅局においては建築局の事務をつかさどりしめることとし、他の諸局の所掌事務については若干字句の整理を加えたに止まり、特に変更を加えておりません。

第二に、建設工事本部を廃止し、その事務をそれぞれ所掌に應じて、各局及び地方建設局に統合いたしました。

第三に、現在建設省設置法施行令において規定されている特別の職及び附属機関及び地方支分部局の組織権限等を設置法に明記することにいたしました。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案提案の理由と概要であります。が、何とぞ速かに御審議あらんことをお願いする次第であります。

○委員長代理(中川幸平君) それでは順次御質疑を願います。

○政府委員(小林興三次郎) この建設省設置法の一部改正の概要は今大臣から説明がありましたが、規定が一部改正の形になつております関係上、少し説き及ばない点もあろうと思ひますので、内容を少し簡単に御説明申し上げます。逐條的に申し上げますと、第二條は

現行の設置法によりますと、建設省に地方支分部局として現在地方建設局といふのが全國にあるのでございます。その建設局の外に新たに北海道に営繕支局を置くことにいたしましたので、それを第二條で加えたのでございます。

この営繕支局といふのは、あとから申し上げますが、従来建設工事本部という役所がございまして、これが地方に建設工事部を持つておつたわけでありまして、今回この役所を廃止いたしましたので、その事務を本省及び地方建設局に統合いたしましたのでございます。

ところが北海道には地方建設局という役所がございまして、北海道における直轄土木工事は北海道において所掌いたしておるのでございます。そこでその部分の國營の營繕事業だけをやるために、従来北海道にあつた工事部を營繕支局という形で設けることにした次第であります。

それから次に第三條の改正でございますが、第三條の改正は大体字句の整理をいたしたのが主體でございます。

第三條におきましては、建設省の所掌事務及び権限を三十号に互つて列挙しておるのであります。その中の規定の整理を行つたのであります。三は五号の次に二号を加へまして、「都市計画、公園、公園に關し調査を行い、その整備改善を図ること。」それから「公共空地及び保勝地に關し調査を行い、その整備、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行い、並びに皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に必

要な建設業務を行うこと。」この規定を入れたのであります。この規定を與は厚生省の設置法におきまして、國立公園に關する業務が厚生省の権限になつておりますので、それとの境界を明瞭にするために、建設省におきましては、都市計画上の公園に關する調査を行い、並びに公共空地及び保勝地に關する一般的な調査、それから皇居外苑、新宿御苑等に關する建設業務は建設省で所掌する、その他の管理の面は厚生省で行う、こういう点を厚生省設置法との關係上はつきりさせるために書いたものであります。それから六号の改正は屋外廣告物に關する事務の管理、これは現在と變りありません。ただ現在廣告取締法に關する事務になつておるのであります。今度廣告取締法を屋外廣告物として改正することにいたしましたので、それにばつを合わせたわけでありまして、それから十一号は運河に關する事務であります。これは運輸省の港務局との間における権限の範圍を明瞭にするために「港務内のもので運輸省を除く。」港務内のもので運輸省で取扱う、こういう建前を取つたのであります。それからこれは建設法に關すること、現在と變りありません。ただ建設法を作ることにいたしましたので、字句の整理を行つたわけであり、二十六号は國費の支弁に關する建物の營繕事務で、これも現在通りであります。が、ただ現行法によりますと、原則として國の支弁に屬する建物

の管轄事務は建設省で行うことになつておりますが、別に建設省設置法ができました当時各大臣の所管に属するものについては、当分の間、なお、従前の例による。という規定が現在の設置法の附則にございますので、当分の間、各省大臣の所管に属するものはどういふものか明瞭を欠いておりましたので、この二十六号において、除外するものを法律でつきり書いたものでございます。これは実際の扱い通りでございます。ここに括弧の中に列挙いたしましたのは除外する建物の管轄事務でありまして、これはそれらの主管省において所掌いたしましたのでございまして。それから二十六号の次に二十六号の二を新たに加えたのは、従前、先程申しましたが、今度廃止することとした建設工事本部というものが、一般の委託によりまして、國の仕事以外の、外部の建設工事を施行しておつたのでございます。それを、今後公共團體、國有鉄道及び専賣公社、國並に國に準ずるものだけの委託工事は引續き行うことにして、その他一般民間の委託工事は、これを止めることにいたしましたのでありますが、その關係を明確にするために、二十六号の二を設けたのであります。それから後の二十九号、三十号、三十一号等の改正は、殆んど字句の整理で、申上げることとはございません。

それから第四條におきまして、先程大臣の説明しました本省における部局の一部の所掌事務をそれに列挙いたしましたのであります。これは説明の通りであります。特に申上げることとはございません。

それから第五條に特別の職を明らかにしたのであります。本省に置く特別の職といふことは、技監一人、それから次長を河川局に一人置くことにいたしましたのであります。技監は、これは現行の規定にも設けてございます。現在次長がその外に建築局に一人いたつてございますが、これを整理いたすことにいたし、並びに官房長の制度が現在ありましたのを落すことにいたしましたのであります。それだけが相違でございます。それから第六條以下規定がございまして、第六條以下規定がございまして、これは現行の規定と全然異つておりません。現在も大綱は法律に書いてありましたが、やや細かい点は建設省設置法施行令に譲つてあつたのであります。それを必要なる事項を法律に挙げるということで、ここに六條、七條、八條、九條として規定を設けたのでございます。それから十條はその他の附屬機關として各種の審議會を列挙しておるのでございまして、この審議會も従前建設省に他の法律に基き、又は政令に基き、或いは閣議決定等の行政措置として設けておつたのであります。これを一括してここに掲げたのであります。それと共に新たに設けることにいたしましたのが、新たに今度建設省並びに測量法という法律案をこの國會に提案をして、今國會の御審議を願つておるのであります。それに關する審議會として中央建設審議會、測量審議會というものを同法によつて置くことになつております。ここに列挙いたしましたのでございます。

それから第四章の地方支分部局として建設局の所掌事務が書いてございまして、これも現在の建設局の所掌事務と大差ないのでございますが、ただ十一條の二と三と三号だけは新たに加えたのでございます。これは二号は、國費の支弁に属する建物の管轄事務、それから公共團體、國有鉄道、専賣公社の委託に基き建設工事、その他の規定でございます。今までは建物の管轄事務は本省の直轄で、地方建設局を使わずに本省においてみずから行なつておつたのであります。今後地方における工事は、建設局をして現場の仕事をするという建前を取りましたのと、それからこの委託工事は、従来建設工事本部の地方の工務部で行なつておりましたのを、その建設工務部の廃止に伴ひまして、地方建設局で引續くという建前でここに掲げたわけでございます。それから地方建設局の名称及び所管等は現在のままでございます。それから十三條に建設局の機構を明記してございまして、これも現在建設省設置法施行令で決つておることでありまして、その上に新たに管轄部といふものができ、管轄關係の仕事は建設局に行わせることになりましたので、部を置くことにいたしました。現在通りでございます。それから十四條の管轄支局は、先程御説明申し上げた通りでございます。十五條もこれは現在通りでございます。それから十六條、十七條も一般の設置法にありますが規定の通りでございます。特に申上げることとはございません。あとその他附則は、大体問題のない事柄で、御説明するまでもないと思つております。これが概要でございます。

○委員長代理(中川幸平君) それでは順次御質疑をして下さい。

○原口忠次郎君 ちよつと御質問いたしますが、第五條の「建設省に技監一人を置く。」それから「技監は、上官を助け、こゝろ書いてございまして、」と、「上官を助け」という言葉がちよつと變に聞えますが、どういふ意味なんでしょうか、大体意味は分るには分るんですが、技監の上官というのを誰を指すのでございましてか。

○説明員(小林興三君) この上官は、大臣と次官ということになつております。

○原口忠次郎君 そうしますと、技監は、職制では次官の下になるということなんでしょうか。

○説明員(小林興三君) その通りでございます。

○原口忠次郎君 外にこういうような「上官を助け」という文句はございましてか。

○説明員(小林興三君) これは現在の規定をそのままは用いたわけでございます。

○鈴木直人君 海岸堤防については、運輸省關係はそれは運輸省において港灣内のものをやられることになつておるわけですが、農林省で施工しておるまする干拓地の堤防とか、そういう耕地事業に關係しては海岸堤防は、前大臣が、建設省に一元化するのだといふようなことを新聞で、勿論運輸省關係のものも建設省の方に一元化したいといふような御意向であつたように新聞なんかを通じて見ておつたのですが、農林省關係のものほとんどなうな経過に現在になつておりますか、お聴きたい。

○政府委員(赤木正雄君) 今鈴木委員の御質問の海岸堤防、殊に熊本海岸にはこの問題が非常に多いのであります。

す。こういうふうな問題をできるならば建設省で一元的に工事を施して行きたい。こういう意向を持つております。併し事情を調べて見ますと、農地關係と非常に密接不可分の問題が沢山ございまして、今のところこれを全部建設省で或いは復旧工事のとき、或いは新築工事のとき、一元的に建設省だけで行つていこうまでには進んでおりません。實際問題に當りましては、その適所々々において或いは建設省、或いは農林省、両方で施工することになつておりますが、できるならば、この次のいわゆる根本的の行政機構改革のときにでもこういう問題を取り上げて、いずれか一省に纏めたい方が國家のために益するのじやないか、という考案を持っております。

○鈴木直人君 よく分りましたが、次にこの住宅局で取扱つておりますもの、と關係するものであります。厚生省の方面において住宅問題を取扱つておるようにも記憶しておるのですが、厚生省で取扱つておる住宅と、建設省で取扱つておる住宅との關係はどんなふうになつておりますか。それを一つお聞きします。

○政府委員(赤木正雄君) 建設省といたしましては、主に庶民住宅、それを重点的に建築するといふ方面に進んでおります。

○鈴木直人君 次に第十五條であります。事務所の設置することができるといふことになつてゐるのですが、この事務所の所掌事務の範圍等は省令で定めることになつておりますけれども、これはどんなふうな案になつておりますか。事務所の權限或いは区域等についてお聞きして見たいと思つております。

それから第五條に特別の職を明らか

すが、これも現在の建設局の所掌事務

○原口忠次郎君 ちよつと御質問いた

は、この問題が非常に多いのでありま

す。

○説明員(小林三三三君) この十五條

の事務所と申しますのが、大体地方建設局は現業工事、國營の土木工事、官署工事だけを所掌しているわけでありまして、それを更に現場に立つて個々の河川工事とか道路工事の施工を直接管理する、こういう建設局のものでありまして、一般の行政事務は全然所掌しないわけですから、そこでこの管轄区域その他の問題は、一般の行政権を行うものでありまして、そういう管轄区域といふものはなしに、何々川の改良工事や何々道路の改良工事と、その道路の場所を決めまして、それを現業的に所掌して行く、こういうのでござい

ます。今までは建設大臣の告示でこれを決めておりましたが、今後これに基いて省令ではつきりさしたいと考えております。

○久松定武君 十一條と十二條に地方建設局という規定がありまして、いろいろ名称が出ておりますが、北海道だけは地方建設局を設けない。ただ管轄に關するのみにいて管轄支局を設けるという事は、特殊の事情がありましようか、これは如何なる理由でありますか、お伺いいたします。

○説明員(小林三三三君) 只今の御質問は御尤もであります。これは北海道におきます土木工事又は北海道におきましては、主として開墾工事といふことになりましようが、この開墾関係の事業全体は北海道の総合行政と申しますか、そういうふうな見地から、建設局所掌の土木建築工事だけではない、農林省なり商工省なりの各種の開墾事業全部総合して北海道で所掌いたしておるのであります。いずれも開墾事業は現在全部國費でやつておるのであります。現在北海道の中に官吏がおりまして、これが道の知事の指揮監督を受けて北海道の知事が総轄をして開墾事業を行う、こういう状況になつておるのであります。そこで特に地方建設局というものを國の役所別において、これを行うという建前になつておらないので、従前からこれを設けていないのであります。ただ管轄に關する仕事だけは、先程ちよつと申しました通り、従前は建設省の本省で全國の管轄事務を所掌いたしておつたのであります。現場における小さな管轄工事は、丁度建設省にこうしたよい出先機関がありますので、各地方の建設局で掌らした方が適当じゃないかという考え方が一つと、それからもう一つ全國に工事を持つておりました建設工

本部というものを今度廃止して地方建設局に統合いたしましたので、その建設工事は従来管轄工事もやつておりましたので、それで各地方建設局におきましてそれを吸収して管轄部として管轄事業を行わせる、こういうことにいたしましたのであります。ただ北海道におきましては、今申上げました通りの事情で、地方建設局を設けることは、北海道との関係、その他の関係で必ずしも適当でないで、建設局を設けることは差控えたのでございまして、ただ管轄事務は國の建築物を建てるのが主体でありますので、これを北海道に任せるといふことは如上の建前から申しまして面白くないので、それでその仕事だけは本省の特設の出先機関として管轄支局として従来の建設工事部の出先を基礎にして設けた、こういう事情でございまして。

○久松定武君 北海道の河川は大部分建設省の直轄と思ひますが、そういうような事業のある所で管轄支局のみでやつておるといふのは、従来の例から言つても不便だといふことは感じないので、

○説明員(小林三三三君) 別段不便は感じておらないのであります。それで御承知の河川も道路も政府直轄、全國國費で北海道の官吏が所掌しておる事務が随分多いのであります。これはむしろ北海道の総合的な開墾事務といふものは、國が直接機關で総合的にやつたのがいいか、或いは北海道といふものを利用してやつた方がいいのかという大きな根本問題にも絡んで来るのであります。現在内地におきましては、教養に誇つておるところでは、まあ國がみずから工事をしなければなら

ん場合が相当あると思ひるのであります。けれども、北海道におきましては、単一の北海道という有力な自治團體がございまして、その自治團體の下に、各種の開墾事業を、建設省関係は勿論、農林その他のもを総合的にやるというのがむしろふさわしいのじゃないか、こういう考え方でございまして、管轄支局の設置そのものは、従来建設工本部でやつておりました通りであります。實務の上におきましては従前と少しも異ならず、全然支障を感じておらないのでございまして。

○新谷實三郎君 この設置法に直接関係ないかも知れませんが、これは言ひ古されたことで、大臣も御存じだと思いますが、建設省所管の道路、或いは都市計画の工事といふものと、他の省の所管である水道、下水道、ガス或いは電氣、電信、電話の工事、こういうものが、いつも所管廳が違ひますために、ばらばらに行われて、市民側から言ひますと、長い間道路を阻害されて、非常に迷惑だといふことが頻りに起つて来るのであります。この点については恐らく現在の設置法でも解決されてない問題だらうと思ひます。工事そのものにつきましては、所管廳がありまして、建設大臣があらゆる工事について権限を持つて行くといふことは困難だらうと思ひます。ただ少なくとも、それらの工事が計画的に、又お互に調整を合つて実施されるというこ

とになりまして、経費も助かりますし、その時期につきましても、國民の側から言ひますと非常に都合よく進ぶのではないかと考へるのであります。これらの点について、建設大臣はどういうふうな御方針でおられますか、又何か

提出してありますから、これについては更に総合的に申上げたいと思ひます。只今ちよつと午前測量法案を審議しておりましたのですが、今この法律案を見ますと、第七條において「地理調査所は、千葉縣に置く」とあるのですが、これは永久的に千葉縣に何かの便利上置かれるのであります。建物の都合上便宜一時千葉縣に置いておくといふのですか。若し一時置いておくといふのなら、これは或いは又東京のうちといふことですか。或いは又東京に置く、併し当分は千葉に置くとか、何かそういう方法を取るべきじゃないかと思ひますが、如何でしょうか。

○説明員(小林三三三君) 只今のお尋ねは尤もでございまして、実は現在地理調査所は千葉にあるのでございまして、実は正直に申上げて、場所、施設、その他の関係で置いているのが真相でございまして。特に測量法がございすといふと、いろいろ各方面との関係もございまして、できるものなら東京に適當な場所を考へて移りたいといふ希望は我々一同深くしているものであります。早急にそういう目案もないものでございまして、一應現在のまま規定を設けて置いたのでございまして、それでございまして、將來場所を移すといふことになれば、當然に法律の改正を必要とすると思ひます。それで只今仰せの通り、当分のうちといふ趣旨を置くことも考へられるのですけれども、現在の設置法の建前では場所をはつきり具体的に置くといふことになつておりますので、東京に置けば東京といふことに直さねばなりませんので、そのまま結構じゃないかと思ひます。

○説明員(小林三三三君) 只今おつしやつた通りでございまして。

○石坂重一君 公共の建設委員としての意見は、別途内閣委員に要望書を

第三十一部 参議院内閣建設適合委員会會議録第一号 昭和二十四年五月九日 (参議院)

三

(680)

これに対して近い将来に措置しようというお考えがありますか、どうか、お聞かせを願いたい。

○國務大臣(益谷秀次君) 御質問の御趣旨、誠に御尤もと存じております。

各省に跨つて、所掌事務がそのために紛更いたしておる事実も十分承知をいたしておるのであります。又昨年建設省が新たに設置いたしました際における当院の決算委員会における要望も承知をいたしておるのであります。私自身もその御要望に従つて、一日も速やかに建設行政をいわゆる一元化したして行かなければならない、各省に跨つておる事務の紛更を避けるようにして行かなければならないということを考えております。而して今回御審議を願つております一部改正法律案を提出いたします際にも、問題になつたのであります。なつたのであります。これは率直に申し上げますと、只今御例示になりました上下水道、これなどは厚生省において強く自己の所掌を主張いたしておる。又私共といったしましては、建設面の上においてどこまでも建設省の所管に属すべきものであると信じておる。港灣についてもさうな問題があつたのであります。が、併しなから、今回の機構の改正と申しますか、これは先程も申しました通り、行政機構の整理、簡素化という一般の方針に基いて、又行政整理にも絡みまして、一日も早く御審議を願わなければならん建前から、遺憾ではありましたが、内部の機構を簡素化整理をいたすために、止めておるのであります。近く行政制度の審議会等も設置いたしますので、又國會におけるところの多数の御意思のあるところ

も十分に尊重いたしましたして、そうして根本的にこの行政機構の改正の研究を今後待つておるといふ態度をとつて参つたのであります。

○新谷實三郎君 本案をお出しになつた場合の経過なり大臣のお考えは分つたのでありますが、各省に属しております土木工事に關する權限をすべて建設省に持つて來るということは、非常に困難で、果してよいか悪いか、これは又別の見地から研究しなければならんと思うのであります。私の申上げておるのは、その点も根本的には御再考を願ふ必要があると思ひますけれども、現在の各省の極限の分界から見ても、どこかでこれらの工事の計画を総合し調整するやうな所がないと、各省思ひ／＼にばら／＼な時期に同じ場所について工事をするという結果になるので、これは非常にロスが多いではないか。これは少くとも建設省の方で何か方法を講ぜられて、あらゆる工事の調整をされて、できるならば同じ時期に同じ場所に対する工事を一緒ににおやりになりますというようになりますと、経費も省かれますし、國民の側も迷惑が、つまり不便が少くなるというやうなことになるのではないかとと思ひまして、改善の策かも知れませんが、そういう調整に關する仕事を建設省の方でおやりになる御意思はないのか、或いはそういうことはできないのかというところをお聞きしておるのであります。もう一度その点につきまして、御意見を伺つて置きます。

○國務大臣(益谷秀次君) 二省以上の共管と申しますが、協議を進めて仕事をいたす面が沢山あるのであります
が、それに対しては、努めて無駄を省

くように、十分なる協議を遂げて今日まで参つて来ております。

○新谷實三郎君 多少事實に対する認識が違ふかも知れませんが、我々體驗しますところによりますと、建設大臣のお話では、十分從來も協議をしておられるというお話であります、現実にはやはり所管が違ひますと、それ／＼思ひ思ひの時期に思ひ／＼の場所です事をされておる点が非常に多いのであります。その点を更に調整をされて、もう少し工夫を加えられると、今申上げたように、経費も省けるし、國民の不便もより少くなるであらうということとを私は痛感しておるのであります。或いはこれ以上は事實に対する認識の相違かも知れませんが、我々はそういう考えを持つておるということを申上げて置きます。

それからもう一点伺いたい。ことは、先程御質問がございましたが、第五條に書いてあります技監の問題でございます。建設省はいわゆる技術者が非常に多いのですから、技術に閉しまして技監を設けて、技術に関する事項について総合的に調整をするといいますが、技術面を総合して行くという必要は認めるのでありますが、先程建設委員の方から御指摘がありましたように、この第五條第二項を見ますと、「上官を助け、建設省の所管行政に係る技術を統理する」という言葉を使つてあるのであります。「統理」という言葉は、恐らく統轄し及び監督をするという意味であらうと思つてあります。一面他の省の設置法によりますと、例えば通商産業省の通商監、或いは電気通信省の電気通信監におきましては、次官を助けるのであります。

が、事務の整理をするという字を使つ

てあります。この監督ということになりますと、大臣、次官も監督をするのであるし、それから恐らく局長自身も自

分の局内の事務、技術すべてを監督して行くということになるのだろうと田うのであります。その外に又別の角座から技監が技術面の監督をして行くということになりますと、非常に複雑な問題が起つて来るのじやないかと思ふのであります。これは他の省の設置法と同様に、技術に関する事務を整理するのだというような意味に書き換えられた方が趣旨は通るのじやないかと思ひますが、この点如何でございませうか。

○説明員(小林興三次君) 只今仰せの
技監の権限の書き方の問題でございますが、技術を統理する、大体統轄整理する、こういう我々の氣持でございます。それで御承知の通り建設省におきましては、この技術というものは特殊な重要性を帯びておりますので、一般の行政事務は勿論、次官並びに局長がその分野において整理いたしていただくのでありますが、その中で各局、所に互つて技術面全体についての最高指導統理を行う、こういう考え方であります。技術面アロパの統轄整理でございますので、一般の行政活動における各局、次官などにおける権限と少しも衝突と申しますか、そういうふうなことがないのでございます。これは現在の設置法並びに同施行令の建前も、従前通りのこの字で行なつて來ておりまして、その間の實際におきましても聊かもそうした懸念が生じておらないのであります。今後におきましても、勿論そういう懸念はないものと

存じているのでございます。

○石坂豊一君 実は私共委員長のお手許に内閣委員長に対する要望書という建設委員会の一致の意見を提出いたし

まして、建設省設置法の改正の機会において、これが実現を期するよう、に満場一致決議をしている次第であります。若し機会が與えられまするならば、これについて一應の趣旨を弁明したいと思ひますから……

○委員長代理(中川幸平君) 今やつて下さい。

○石坂重一君　それでは委員長のお許しによりまして、我々建設委員の分担をいたして、おりまする一致の意見として、ここに私より開陳いたしたいと思ひます。書類を以て提出いたしてありますごとく、建設省機構を立てます際においては、即ち第二國會におきまして建設省設置法が上程になりまして、決算委員長より報告せられてゐるのであります。その報告によりまして、「政府は建設行政の一元化は國家復旧の絶対條件たることを認識し、國家行政組織法の施行までに農林、商工、運輸、厚生、文部、法務等の各省及び廳に分散する建設行政を総合するためあらゆる方途を講ずべし」という希望條件を附してあるのであります。然るに政府は今回依然として姑息の設置法を出しておられるのであります。政府の説明されるところによりまして、行政審議會において更に検討して、改めて、一つその組織機構を改善したいといふことを述べておられるのであります。けれども、俗に言う仮物米代といふようなことで、かようなことで一時これを通しますと、即ち我々は第二國會において不満ながら建設省を一つ設

とるころの多数の御意思のあるところ
が、それに対しては、努めて無駄を省

しては、大官を助けるのであります

ても、勿論そういう懸念はないものと

会において不満ながら建設省を一つ設

けるために、以前のごとき職制をその
まま認めようということになったと同
じことを繰返すのじやなかろうか。よ
つてこの絶好の機会におきまして、是
非とも一つ機構を建直す、この際にお
いて建設行政の一元化を実施すること
に努めて頂きたいと思ふのでありま
す。内閣委員におかれましては、各省
の設置法について非常に熱心に御検討
になつておられますから、定めてこれ
らの点においてお考えもあることと考
えますが、建設委員におきまして、建
設省の仕事を分けておられますと、如何に
もまだ仕事が見えておられます。例え
て申しますならば、港湾建設事業のこ
とで、海陸運輸の一元化を期する美名
の下に、これを臨時中運輸省へ持つて
行つたのであります。これにつきまし
ては、内務省土木局の歴史におきまし
ても、非常に長い沿革を持つておりま
す。又人的及び物的のものを運用
する点から申しましても、これを建設
省に置いた方が非常に便宜であるので
ありまして、港湾建設の業に當つてい
る技術官の一致の意見としても、何と
かしてこれを建設省の方に帰属するよ
うにしたいという要望も来ているわけ
であります。

次に林野行政に一例を取つて見ます
と、森林砂防と建設省の河川砂防とが
別々に設置されております。水源にお
きましては、河川砂防が森林砂防か、
その辺の区別はなかくつものでは
ないのであります。かようなものは
一元的に、砂防事業はその本質上河川
の荒廃を防ぐ、山を治むるものは則ち
水を治むると同じ原理原則に立つてい
るのでありますから、砂防の仕事は
これを一元的に建設省に帰属せしめる

ということも、その一例であります。
又開拓の仕事でありますが、開拓
は、無暗に山を濫伐して洪水の原因を
なしておりますがために、非常に河
川を荒すといふことは、近年の災害に
よつて明らかに眼前に展開されてい
るのであります。これらを無視して、こ
れを単に食糧増産或いはその他の名義
によりまして、農林行政の一環として
取扱われておりますがために、治水事
業がちぎれ／＼になりまして、非常に
國家の禍をなしているといふことも、
これも公知の事実であります。

もう一つ例を挙げますと、厚生省に
あります衛生行政の下に國立公園及
び上下水道を置いておられるのであり
ます。目的から申しますと、國立公園及び
上下水道は、これは公衆衛生の増進よ
り來ておることであるから、厚生
省の方に置くという理論も成り立つ
かも知れませんが、これは即
ち一定の建設事業が基になるものであ
りまして、それが終ることに初めて
てこれを利用する面が生じて來るので
あります。でありますから、國立公
園、上下水道のごときも、これは
今日において建設行政の建前より、建
設省の方に持つて來るといふことも、
一つの切要なる例と我々考へるのであ
ります。

又文部行政において学校の復旧のご
ときであります。が、学校を建てる、
利用するのでなく、学校を建てる、こ
れを文部省に引渡すといふ事は、これ
はやはり建設行政の下において実施し
て行つた方が非常によろしいのではな
からうか。機械の利用、技術者の利用
等にいまして、すべてその方が
よろしいのではなからうか、我々は実

驗上見るところによりまして、從來こ
の建設は各省がまち／＼にやつており
ました。司法省は、裁判所と監獄所を
作る。文部省は又これに反して学校の
ことで他の各省の建築と又異彩のある
ものを作ろうと、その技術者の腕前に
關係するといふ考えで何とかか型
を要えなければならぬといふやうなこ
とをする、そういうふうな皆それ／＼
割拠主義になつて來ておられますた
に、どれ程國家に損害を與えておる
か、私共それは地方においてこの弊害
を十分認識せられておる次第であ
ります。かようなわけでありまして、
文部省にあるところの学校復旧事業の
ごときは、これを建築専門の建設省に
持つて來るといふやうなことも一つ
の例があると思ひます。尚又國土総合
開発の見地よりいたしまして、水力発
電の仕事でございまして、これは治水
治水といふやうな關係と切り離すこ
とができないのであります。併しなが
我が國におきましては、発電のことは
工業の基礎をなすのでありますから
して、極めて遠大な考えを以ていたし
ます。この点には、やはり一面これを治水と
結び付けなければならぬのでありま
す。この点から考えまして、これは
建設省に属すべきものではなからうか
と考へるのであります。こういう例を
幾つも挙げて見ますと、今の建設省は
如何にも、第二國會において定められ
ましたにも拘わらず徹底を欠くやうに
考へられますので、この機会に内閣委
員におかれまして十分御研究下さいま
して、建設省設置のために悔を將來に
残さないやうな立案をして頂きたい
と、私共は切に要望をいたす次第であ
ります。

もう一つ運輸省設置法の中において
内閣委員会に要望したいことは、運輸
省で挙げて見ますと、第二十八條の九
号、五十一條の十五号、おの／＼道路
運送に關し、道路の調査及び研究に關
すること。といふやうに二ヶ所に規定
を挙げてあるのであります。これはか
やうなことは運輸省において当然でき
るのであります。運送といふ見地から
道路そのものの利害得失、或いは將來
の維持、修築に關すること、いろ／＼關
係を調査されることは一向構わんけれ
ども、それはこの中に入りますけれど
も、それが次々に移つて、道路の所管
が運輸省に移つたものと考へられるよ
うな疑いをおこし得る、さなきだに日
本行政官廳は纏まりを失ひまして、ど
うしても自分の仕事で面倒なもの是他
にやるけれども、都合のよいものは自
分のところに抱込むといふ得手勝手な
弊がありますから、こういう規定は削
除して、道路修築の本來の機能と目的
を持つております建設省の方に明らか
にその権限のあることを明瞭にして置
くことが必要であると考へるのであり
ます。この点から考へまして、私共こ
こに要望書を提出した次第でありま
す。どうぞ余りくどいことは申しませ
んが、本内閣委員会におかれまして
は、十分に検討を加えられまして、建
設省の將來の一元化を一つ図つて頂
くように、切に我々委員会の満場一致の
希望によつて要望したいと置きます。

○委員長代理(中川幸平君) この出先
機關の問題ですが、出先機關の建設局
を存置する、こういう廣範圍な問題で、
實際問題として工合が悪いのではない
のですか。商工省の地方商工局とはい
ふ話しておつたのですが、倍くら

いになると、これは行政機構の簡素化
の反対のような考へも持ちますけれど
も、人員その他で縮小した建設局をこ
の倍くらいにした方が効果的にいいの
ではなからうかといふことをお尋ねす
るのでありますが、どういふお考えでござ
いますか。

○説明員(小林與三君) 只今の御質
問でございまして、実は建設局といふ
のは地方における現業執行の総括機關
でありますので、これはやはり数が多
いと却つて建設力といふものが分散し
て弱くなつて來るといふ点がございま
して、建設局は成るべく数を少くし
て、ただ工事の實際がこの河川改修と
か、砂防工事とか、道路工事とかとい
うので、それ／＼の現場にその都度必
要に應じてまして工事の現場に、先程問
題になつたのであります。が、工事事務
所を作りまして、その仕事をやる、その
工事といふものは年々予算その他の事
情で場所その他が異なりますから、必要
の都度集中的に機械、人員、資材等を
集中してやる、その技術力の総元締め
は地方建設局がする。こういう恰好で
工事の實際をやりますと、建設局の數
が多いことは却つて工事を弱めるの
ではないかと考へるのであります。こ
ういふ程度が最も適當であらう、こ
ういふやうに考へております。

○政府委員(赤木正雄君) 前に港灣
が、建設省の前の内務省の土木局にあ
りました頃に、新潟にも出張所といふ
ものがあつたのです。又横浜の港灣を
やつていまして、これは横浜にもあり
ました。出張所といふ名目で……とこ
ろが港灣が運輸省に移つた結果、新潟
或いは横浜の出張所は閉鎖して今日に
なります。神戸もそうです。止められ

たのです。そういふふうでありますから、今後さらに建設委員長の要望されたい大きな省が出来るならば、当然これは考え直さなければならぬと考えます。又出先機関の問題につきましても、事業の多少によりまして、或いはその地区はどこに入るか、こういうことは変更しなければならぬことがあるかも知れません。たとえて言いますと、新しい仕事を特に或る縣の所轄工事としてやる場合に、どうしてもその地区を運つた地区に編入することも起り得ると思ひます。併し今のところはこれで行くと思ひます。

○委員長代理(中川幸平君) 相当の権限があると思ひますが、北陸地方では石川富山が名古屋、福井が大阪、こういうことになつております。そういうことで果して近いところの人は利便であるしお世話を願うけれども、やはり遠いところは損ではなからうかという感じがするのであります。九州なら九州を一ヶ所、二ヶ所にしたい方がよいのではないかと、北陸地方の三縣に一ヶ所ということにして貰つた方が建設行政が行き届くじやなからうかというふうなことでお尋ねしたわけなんです、所掌事務が多くなればというお話を止むを得ませんけれども、お考えを願ひたいと思ひます。

○原口忠次郎君 只今の委員長の御質問の要旨、非常にお尤もだと思ひます。ただ北陸の方面が近畿地方と名古屋地方に分れておると、こういう非常に不合理な恰好になつておるので、さつき政務次官のお話のように、新潟に土木出張所がありまして、それが港灣が取られたために新潟の土木出

張所がなくなつて、今御指摘のように中部と近畿に北陸方面が分たれておるのです。そして、元内務省の土木出張所があつたときと同じような機構が今日運輸省の建設港灣部として新潟に残つたのであります。そして新潟の港灣建設部は北陸方面の港灣建設のみをその建設部でやつておるので、それで若しも港灣が建設省に入りますならば、先程委員長の御指摘になつた御心配は直ぐなくなる。新潟の港灣建設部がいづゆる建設省の北陸建設局ということになつて、福井から富山、石川、あゝい方面は全部新潟の建設局になると思ふ。そういうふうになつた港灣が建設省から離れたために今日では新潟に第一港灣建設部、横濱に第二港灣建設部、神戸に第三港灣建設部、それから下関に第四港灣建設部というふう

に内務省が元土木出張所の中の港灣事業のみを四つの運輸省の中の港灣建設部で分割して、そして日本の全区域を分けておるわけでありまして、それから、ここに六つの建設局がございまして、昔の内務省のやり方を考えますと、この六つに更に今申上げた四つの港灣建設部、それで十から十の地方の建設行政機関が今日残されておる。こういうことになつておるので、それでそれから國全体から考えますと、非常に不合理なことである。それが先程建設委員の方から御説明申上げましたように、建設委員会として東條内閣のときにわざ／＼内務省の土木局から港灣を運輸行政の一貫作業であるのだという理由の下に鉄道にくつつけた。何故今日建設省に戻して来ないだらうかというのが建設委員会の全体の意向なのであります。三十数年、或

いは四十年以上河川と港灣というものは密接不可分の關係にあるのです。例へば大阪港にしましても、新潟港にしましても、河川の大きな河口には必ず港灣がございます。そういう実態は河川と港灣とを離すことができない。然るに片方は河川は建設省に戻し、そして片方は運輸省に残されておる。これが港灣行政の一環である、或いは運輸行政の一環であるという口実の下に爲されておるわけである。そういう方面を建設委員会として早くなくして貰いたいという皆さんの希望でござい

ます。たとえて申上げますと、銚子港の漁港です。銚子港の漁港のごときは、これは農林省の漁港課で取扱つておつたために、而も内務省の元の利根川の治水工事というものは、これは大きな改修計画なのである。その改修計画と農林省の漁港計画とぶつかつて、十年以上被處で仕事ができなかつたという私は例を知つております。こういうふうなものがためにたゞ機構が分れており、而も現地に於いては川の中に港がある。一つも何も分れていない。而もただ事務の種類によつて分類してある。こういうために行政が非常に遅れたという例を知つておる。ですから私共建設委員会におきましては、第二國會以降建設委員の全部が主張しておるような建設省を特にこの際作つて、そして事務の簡素化を圖つて貰いたいというものが非常な要望であつたのですけれども、建設大臣の御説明によりまして、今度の機構改革は現在の省の機構改革であつて、他の省に跨がる事務は分割しないというのが方針だということでお話でございまして、建設委員会としては今度の國會はそれとして、でき

るだけ早い機会において、或いはこの次の臨時國會においてでも、総合建設省を作つて頂きたいということが建設委員会の全部の意向でございまして、殊に私が申上げたことは、建設省の所管事項の中の第一号に、國土計画及び地方計画に関する調査及び立案を行うこと、というものが條文の中に入つております。この國土計画という文字は、ただ建設省が今やつております河川と道路だけを所管しております官廳が國土計画なんか私にはできないと思ひます。國土計画というものは、本當に河川、港灣、道路、漁港、或いは水力電気、こういうものを総合的に調査立案してこそ、初めて國土計画ができるのではないかと、こういうふうに思つておるのですが、この文字だけは建設省に残されて、實際必要な面は各省に残されておる。こういうふうなのですから、どうぞ内閣委員会の委員におかれましては、こういうふうな建設委員会が非常に熱望をしておるということを御認識頂きまして、一日も早く私共が申上げるような建設省のことに御配慮をお願いしたい。建設委員会では以上申上げたような氣持を持つております。

○委員長代理(中川幸平君) まだ運輸省の設置法の審議に入つておりませんが、こういう文句がありますか。道路運送に關し、道路の調査及び研究……○石坂豊一君 はい、あやます。○委員長代理(中川幸平君) どうも有難うございました。ちよつと速記を止め

〔速記中止〕○委員長代理(中川幸平君) 速記を始めて……それではこの連合委員会はこ

れで閉じます。

午後二時五十九分散會

出席者は左の通り。

内閣委員

理事

委員

建設委員

委員長

理事

委員

國務大臣

建設大臣

政府委員

建設政務次官

説明員

建設事務官

(大官官房文書課長)

小林與三三君

赤木 正雄君

益谷 秀次君

久松 定武君

北條 秀一君

カニエ邦彦君

中川 幸平君

藤森 眞治君

河崎 ナツ君

岩本 月洲君

新谷眞三郎君

鈴木 直人君

三好 始君

石坂 豊一君

原口忠次郎君

島津 忠彦君

堀 末治君

赤木 正雄君

安部 定君

久松 定武君

北條 秀一君

益谷 秀次君

赤木 正雄君

小林與三三君